

大阪府マンションの管理に関する計画の認定等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(添付書類等)

第3条 規則第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 大阪府マンション管理適正化指針に関する管理計画確認書(様式1)
 - 二 認定申請(法第5条の3第1項の規定による認定の申請(法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む。))。以下同じ。)対象マンションの災害対応マニュアル
 - 三 認定申請対象マンションが、昭和56年5月31日以前に着工された場合は、次のいずれかの書類
 - イ 地震に対する安全性を評価機関(既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会をいう。以下同じ。)が証する書類の写し
 - ロ 建築物の耐震改修の計画に係る「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第17条第3項による所管行政庁の認定通知書の写し
 - ハ 建築物の耐震改修の計画が耐震改修促進法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを評価機関が証する書類の写し
 - 四 認定申請対象マンションが、法第3条第2項第3号のマンション管理適正化指針に照らして適切なものであり、かつ、法第5条の4第1号から第3号までに掲げる基準に公益財団法人マンション管理センターが適合すると認めた管理計画に係るものである場合は、それを証する書類又はその写し
- 2 知事は、認定申請又は法第5条の7の変更の認定の申請(以下「変更認定申請」という。)があった場合、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1号の建築計画概要書その他の審査に必要な書類を確認するものとする。

(申請の取り下げ)

第4条 認定申請又は変更認定申請をした者は、当該認定を受ける前に管理計画の認定申請等取下届(様式2)を知事に提出することにより、その申請を取り下げることができる。

(軽微な変更)

第5条 認定管理者等は、規則第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式3)に、添付書類のうち変更に係るものを添えて知事に提出することができる。

(管理の取りやめ)

第6条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式4)を知事に提出することができる。

(管理計画認定等の証明の手続き)

第7条 認定管理者等は、認定を受けている者であることを証する書面の交付を受けようとする場合、管理計画認定等証明申請書(様式5)を知事に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。